

# 令和7年度第6回定例農業委員会 議事録

## 1. 開催日時

令和7年9月10日（水） 開会 14:00～

## 2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

## 3. 出欠の状況

### （1）出席委員 11名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
安部 慶人	花田 三枝	門司 雅門
大村 武彦		

### （2）欠席委員 1名

桃川 公治

### （3）出席農地利用最適化推進委員 1名

廣渡 英一

## 4. 委員会に附した議案

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第 6 回の定例総会を開催させて頂きます。起立。礼。こんにちは。

全員 こんにちは。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は三吉が 3 件 5 条の転用申請です。以上です。

### 【現地確認】

議長 それでは議事を再開させていただきます。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、3 番の野中委員、4 番の山田委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 1 ページをご覧ください。議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、同条第 2 項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。令和 7 年 9 月 10 日提出 岡垣町農業委員会会长俵口和義。今回 4 件の申請が出されております。順番に 1 番から説明をしていきます。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 1 筆です。申請地の場所は手野 437 番 1 、地目は田、面積・区分は記載のとおりで、目的は所有権の移転です。位置図を 4 ページに載せております。場所は手野の交差点から手野の集落方面に入ってもらい、少し進んで公民館の所から農地側に入っていった所の農地となっております。それでは別紙でお配りしております調査書をご覧ください。第 1 号 農地の全部効率利用については、譲受人は所有地及び借入地で水稻や果樹の栽培をしていることから農作業の従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため、不許可には該当しないとしております。第 4 号 農作業常時従事については耕作に必要な日数である 150 日を超えておりますので、問題なしとしております。第 5 号 転貸の禁止については登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第 6 号 地域との調和については譲受人は認定農業者であり、周辺の農地も耕作しており農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。説明については以上です。

それでは続けて番号 2 と 3 に入る前に、本案件の当事者となりますので門司委員にご退席をお願いします。

(門司委員 退席)

事務局

議案第 10 号の 2、3 ですね。議案 2 ページをご覧ください。こちら譲受人が同一ですので番号 2 と 3 を続けて説明させていただきます。議案第 10 号の 2 番から説明していきます。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請地は 3 筆です。場所はそれぞれ記載のとおり、地目は畠及び田、面積・区分はそれぞれ記載のとおり、目的は所有権の移転です。続けて議案第 10 号の 3 番の説明に入ります。申請地は 1 筆で、場所は記載のとおり、地目は田で面積・区分はそれぞれ記載のとおり、目的は所有権の移転です。それぞれの位置図を 5・6 ページに載せています。まず 5 ページですが、申請地が高塚区と早崎の間の農地となっております。大まかな目印になるんですが、5 ページの図面真ん中あたりに吉木の大きなソーラーパネルが設置してある所があると思うんですが、そこを大まかな目印にいただければと思います。続けて 6 ページの図面の説明を致します。こちら吉木の古小路の集落の安照寺の前の道を 495 号線側に向かって左に曲がったところの農地となります。それでは別紙でお配りしております調査書をご覧ください。議案第 10 号の 2 と 10 号の 3、譲受人が同一となりますのでまとめて説明をしていきます。第 1 号 農地の全部効率利用については譲受人は所有地及び借入地で米麦野菜を栽培していることから、農作業への従事の状況から全ての農地を効率的に利用できると見込まれるため、不許可には該当しないとしております。第 4 号 農作業常時従事については耕作に必要な日数である 150 日を超えておりますので、問題なしとしております。続けて第 5 号 転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地であることが確認できておりますので問題なしとしております。第 6 号 地域との調和については譲受人は認定農業者であり、周辺の農地も耕作しており、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため、問題なしとしております。説明については以上です。

議長

先に、2 番・3 番の審議から。ただいま議案第 10 号 2 番 3 番について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ある方おられますでしょうか。ないいようでしたら採決を取りたいと思います。許可相当と思われる方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます、全員賛成という事で。

(門司委員 着席)

事務局

続けて議案第 10 号の 4 番の説明に入ります。議案 3 ページをご覧ください。場所はそれぞれ記載のとおり、地目はいずれも畠となっております。面積・区分はそれぞれ記載のとおりで、目的は所有権の移転となっております。位置図を 7 ページに、公図を 8 ページに載せております。今回の申請地は直近で分筆を行ったため、位置図と公図では少し申請地の形状が異なっておりますが、8 ページの公図で示した箇所が申請地となります。それでは別紙でお配りしております調査書をご覧ください。第 1 号 農地の全部効率利用については譲受人は所有地で果樹の栽培をしており、農作業従事の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため、不許可には該当しないとしております。第 4 号 農作業常時従事については世帯員を含めて譲受人が耕作に必要な日数である 150 日を超

て従事しておりますので、問題なしとしております。第5号 転貸の禁止については登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので、問題なしとしております。第6号 地域との調和については譲受人は周辺の農地も耕作しており、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第10号の1につきまして、質問・ご意見等ございましたら。ないでしょうか。それでは採決を。許可相当と思われる方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で。続きまして議案第10号の4につきまして、質問・ご意見等ございましたら。ないでしょうか。それでは許可相当と思われる方挙手をお願いします。ありがとうございます、全員賛成という事で。

それでは議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案の9ページをご覧ください。議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定に基づき、意見を決定するため審議を求める。令和7年9月10日提出 岡垣町農業委員会会長 俵口和義。今回1件の申請が出されております。10ページをお開きください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は3筆です。場所は三吉1286、1287、1291の3筆で、地目はいずれも畠となっております。面積・区分はいずれも記載のとおりで、権利の内容は所有権の移転、転用目的は資材置場です。位置図を11ページに載せております。場所は三吉の集落の奥の採石業者の碎石置場に囲まれた農地となっております。付近の航空写真と字図を12ページに載せております。続いて申請地の現況の図面を13ページに、14・15ページに縦横断図の図面を載せております。16ページをご確認ください。土地の利用計画図となっております。図面が横向きになっておりますので、横向きにして説明をお聞きください。図面下側が町管理の公衆用道路で、こちら側から進入し製品置場、碎石置場として利用する計画となっております。13ページの現況の図面でご確認いただけるように図面の下側から上側にかけて勾配が付いており、雨水は図面上側の水路に流れる計画となっております。それでは別紙でお配りしております許可基準表の5ページをご覧ください。1.立地基準については、農用地・第1種農地・第3種農地以外の農地の為、第2種農地となります。続いて2.一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2.転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3.申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6.転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については提出された水利関係承諾確認書から問題ないことを確認しております。説明については以上となります。

議長 はい。ただいま事務局より説明がありましたが、当該委員さん何かございましたら。

野中委員 大丈夫です。

議長 ただいま説明がありましたけれども、その他ご意見・質問等ございましたら。よろしいでしょうか。それでは許可相当と思われる方挙手をお願いします。ありがとうございます、全員賛成という事で。それでは、その他の項に入らせていただきます。

#### 【その他の項】

1. 枝豆狩り体験事業について

2. 次回の日程について

- ・日 時：10月10日（金） 午後2時から
- ・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第6回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---